

令和2年10月2日

保護者の皆様へ

近畿大学泉州高等学校
事務室

国の「高等学校等就学支援金」制度における マイナンバーでの税額照会について（お知らせ）

秋涼の候、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度については、コロナウイルス感染症の影響により、確定申告や住民税の申告が遅延しているケースがございます。その中で、国の「就学支援金」制度におけるマイナンバーでの所得判定については、8月以降に税額照会を行っておりますが、申告時期によっては、最新の税額情報が反映されていない場合がございます。

つきましては、確定申告や税の更正が遅れたことによって、住民税の更正決定通知を受けとられた場合は、至急、学校事務室までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

（原則、住民税の更正決定通知があった翌日から15日以内に申し出てくださいが必要です。）

問い合わせ先 : 学校事務室 片桐・清田 TEL 072-479-1231